

平成30年度第1回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成30年4月12日(木) 10:00~11:10

2 場 所

福島テルサ3階 あづま

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

大河内 敬 子	鎌 田 真理子
川 崎 興 太	川 又 啓 蔵
横 田 純 子	吉 田 樹
渡 辺 光 則	

【事務局】

商工労働次長(産業振興担当)	新 関 勝 造
土 木 部 参 事	寺 木 正 宏
商業まちづくり課長	佐 藤 淳 ほか

4 審 議

司会	<p>開会に先立ち、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>上から順に、次第、委員名簿、審議会規則、資料1から5、参考資料1から3となっております。不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、商工労働部次長の新関よりごあいさつ申し上げます。</p>
新関次長	<p>皆様おはようございます。福島県商工労働部次長の新関と申します。福島県商業まちづくり審議会の開催にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。</p> <p>商業まちづくり審議会におかれましては、昨年の12月21日に商業まちづくり基本方針の見直しにかかる諮問をさせていただいたところでございます。今回は基本方針見直しにかかる</p>

第2回目の審議会となります。

前回の審議会においては、委員の皆様から商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化について御意見をいただきましたが、その後、事務局の方でまちづくりの課題や今後の方向性について具体的に整理させていただきました。

2月の県議会定例会におかれましても、総括審査会において、この基本方針について質問があり、県議会からも非常に高い関心を示されているところです。今後も、6月、9月、12月と県議会が続いていきますが、その都度、進捗状況については質問を受けるのではないかと考えております。

本日は、事務局で整理した資料を参考にいただきながら、商業まちづくり基本方針の見直しの方向性についての御議論をお願いしたいと思います。

震災から丸7年が経過いたしました。その間、急激な人口減少、更には、各種拠点施設の整備、相馬福島道路をはじめとする交通インフラの整備など、商業まちづくりを巡る環境は大きく変化しているということもございます。

本県の復興を更に加速させるとともに、今後とも県民の生活の安定に寄与する基本方針としてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から、忌憚のない御意見をいただきますよう、お願いを申し上げて、簡単ではございますが、あいさついたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

次に、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。

(出席した6名の委員を紹介)

なお、鎌田真理子委員につきましては、まだ到着しておられませんことを御連絡いたします。(後ほど遅れて参加。)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、現在6名の委員に御出席いただいております。

審議会規則第3条第3項に定める過半数の出席をいただいております。審議会は成立しておりますことを報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長にお願いいたします。

会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。
恒例ですが、最初に審議会の議事録署名人を私の方から指名

させていただきたいと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。

本日の審議会の議事録署名人は、横田委員と川又委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(横田委員、川又委員 了承)

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。次第に基づいて、「(1)「商業まちづくり基本方針」の見直しに関する審議の経過について」、事務局から説明をお願いします。

商業まちづくり課
笹川主任主査

それでは、資料1を御覧ください。

「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御説明させていただきます。

前回の審議会、「平成29年度 第1回福島県商業まちづくり審議会」についてですが、平成29年12月21日、杉妻会館にて開催されました。出席委員は、川崎会長、大河内委員、川又委員、横田委員、吉田委員、渡辺委員の6名でした。

議事は、「1 会長の選任及び会長職務代理者の指名」、「2 諮問」、「3 商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」、「4 基本方針見直しの進め方について」でした。

続いて、概要に移ります。

委員の互選により、川崎興太委員が会長に選任され、吉田樹委員が会長職務代理者に指名されました。

その後、商工労働部長より川崎会長に対しまして、基本方針の見直しについて諮問いたしました。

次に、事務局から商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化についてや基本方針見直しの今後の進め方について説明を行い、委員の皆様からは、今後の議論のポイントについて御意見をいただいたところです。

いただいた御意見を大きくまとめますと、5つに分けられ、1つ目は、人口減少等を踏まえれば、身近な場所で買い物ができなくなるのは避けられないので、今後は、商業だけでなく、福祉サービス等と一体的に取り組むことが有効である。

2つ目として、商店街の活性化、商店街を含めたまちなかの再生、アクセシビリティの改善など、どこに焦点を置くのか、将来人口の年齢構成を踏まえ、地域別に(地域の実情に応じて)、

段階的に優先順位を付けて考える必要がある。

3つ目として、若者にいかに商店街の魅力に気づいてもらい、関わらせるのが大事である。

4つ目として、空き家、空き店舗等の活用を考える必要がある。

5つ目として、商業まちづくり基本構想の今後の在り方を考える必要があるとの御意見をいただいたところです。

なお、これらの御意見は基本方針を見直していく上での論点となり得るものであり、今回は「視点」と表現して整理いたしました。この「視点」の詳細については、次の議題の中で説明させていただきます。

以上、資料1「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御説明させていただきました。

会長

ありがとうございました。

只今、前回の審議会でどのようなことを議論したかということで、「商業だけでなく、関連分野と連携を図りながら見直しを進めていく必要がある」といった御意見や「地域によって異なる実情があるので、それを踏まえた議論が必要ではないか」といった御意見などがあり、非常に質の高い審議ができたと思っております。

前回の審議会の振り返りということで、皆様から御質問等がございますでしょうか。

(質問なし)

前回の議論に基づいて、本日は、事務局から説明資料を用意していただいているので、事務局からの説明を受けて、更に踏み込んだ議論ができればと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、議事の「(2)「商業まちづくり基本方針」見直しの方向について」、事務局から説明をお願いします。

商業まちづくり課
佐藤課長

それでは、「商業まちづくり基本方針の見直しの方向について」説明いたします。

只今、資料1により「前回の審議会の議論の経過等について」説明いたしました。これを踏まえて前回もお配りした資料2の「商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」を一部修正いたしました。

資料2を御確認ください。

青地の部分が修正した点でございます。2の「県内のまち、商業等の現状」に「中山間地域等の商業機能」といたしまして、「中山間地域等では、人口減少等を背景に、品揃えや価格の点で、地域住民の毎日の買い物ニーズに応える魅力的な店舗づくりや持続可能な店舗経営が困難となる可能性がある」を追記しました。

また、3の「まちづくりの課題」にも「また、中山間地域等では、商業機能の衰退が生活利便性の悪化を招き、地域外への人口流出等につながる恐れもある」と付け加えてございます。

次に、前回の審議会で委員の皆様から御意見をいただいた内容については先ほど「視点」として整理したと申し上げましたが、その具体的な内容について御説明いたします。

なお、この「視点」を基に、基本方針の中にあります「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」についての見直しについて、最終的には基本方針本文の文言の修正まで考えてまいりたいと考えております。

本日、委員の皆様には、今回提示いたしました「視点」を参考にしていただきながら、具体的に御議論いただき、基本的な方向に関して見直すべき点の明確化につなげていただければと考えてございます。

それでは、資料3「社会経済情勢の変化から見えるまち、商業等の現状・課題」を御覧ください。

本県のまちづくりは、県北、県中、会津などの七つの生活圏をベースに各々の生活圏においてまちづくりや地域づくりを推進していくことを基本としておりますが、それぞれの生活圏の中におきましては、都市部や中山間地域等があり、同じ生活圏であっても地域によって生活環境が異なっております。

前回、「商業まちづくりは、地域の実情に応じて考えていくべきである」との御意見をいただいたことから、地域区分を、大きく「都市部」、「中山間地域等」に分けるとともに、震災・原発事故で甚大な被害を受けた浜通りの自治体を想定し「避難地域」として区分いたしました。

資料3は、都市部、中山間地域等、避難地域の区分を横軸とし、また商業まちづくりを考える上での主要要素である「人口」「まち」「商業」を縦軸として、その相関関係を整理したものでございます。

人口の軸においては、すべての地域で人口減少、少子高齢化の課題があります。

まちについては、将来の公共施設、インフラ施設の更新費用の増加は、すべての地域に当てはまります。

その一方で、地域で異なる事情を「視点」と位置付け、都市部では「まちなかの再生」を、中山間地域等では「買い物環境の維持」を、避難地域では「復興まちづくり」を視点として位置付けました。

まず視点1の「まちなかの再生」についてですが、これは主に都市部における空き家、空き店舗等の増加、若者の商店街離れと深刻な商店街の後継者や担い手不足等の厳しい状況の中で、まちなかの再生につなげる必要性があることを示しています。

次に、視点2の「買い物環境の維持」につきましては、中山間地域等において人口減少が一層進む中、地域住民の毎日の買い物ニーズに応えた持続可能な店舗づくりや生活の足の確保を行いながら、買い物環境を維持していく必要性、いわゆる買い物弱者対策の必要性があることを示しています。

次に、視点3の「復興まちづくり」につきましては、避難地域において、小売事業者の事業再開の促進、買い物をはじめ様々な機能を備えた復興拠点や広域公共交通網の整備などにより、住民の帰還を促し、それが更なる小売事業者や公共交通の利用促進や充実につながる好循環をもたらすなど、持続可能な復興まちづくりを進める必要性があることを示しています。

次に、これら3つの視点について具体的に説明いたします。

2ページ目をお開きください。「視点1：都市部におけるまちなかの再生」でございます。

いくつかのデータから現状を整理しておりますが、

グラフ1、2からは、

県内の中心市街地は、平成24年以降、歩行者等の通行量が減少傾向であり、中心部商業地では駐車場のニーズが高い。

グラフ3、4からは、

県内の商店街は、高齢者の来街者が多く、学生・若者の来街者は少ない。また、商店街は、経営者の高齢化と後継者問題を抱えている。

図の5、6からは、

いわき駅前を例に見ると、駐車場等が高い密度で集積しており、空き店舗等は一定のエリアにまとまっている。

となっております。

次に3ページをお開きください。

このような課題に対して県内外でどのような取組がなされているか、またこれらの取組も踏まえながら、今後どのような方向性の下にまちづくりを進めていくべきかについて整理したも

のです。

参考となる取組事例につきましては、岩手県花巻市における「空き家等の遊休不動産の活用により、エリア全体の価値向上を目指す取組」また、会津若松市における「大学生とバス会社が連携し、公共交通の利用によりお出掛けの機会を増やす仕掛けづくり」について記載しております。

会津若松市の取組については、吉田委員が関わっておられる事例でもございます。

なお、取組の詳細については記載のとおりとなっております。

これらを踏まえまして、視点1「都市部におけるまちなかの再生」の今後の方向性につきましては、次のとおり整理いたしました。

1つ目は、今後も増加が予想されるまちなかの空き家等の活用が進まなければ、まちの魅力の低下を招くおそれがあるため、空き家等の遊休不動産を有効活用し、地域全体の魅力向上につながる取組を進める。

次に、若い世代がまちに出掛ける機会が少なくなれば、将来の商業やまちづくりの担い手不足が更に加速するおそれがあるため、若者のアイデアを積極的に取り入れるなど、若い世代のまちへの関わりやまちづくりへの参画を促す仕掛けをつくり、商店街を含めたまちなかを多様な世代の交流の場として位置付けていく。

以上が視点1の説明でございます。

次に4ページをお開きください。

「視点2：中山間地域等における買い物環境の維持」についてでございます。

中山間地域等は高齢化率が高くなっており、統計上は65歳以上を高齢者としております。しかし、今回は、道路交通法の改正等を背景に75歳以上の方の自動車運転免許の返納が進むなど、移動手段の確保が難しくなると思われる75歳以上の方を高齢者とし、その高齢化率について現状と平成47年の推計値を出し、高齢化率が20%以上となる自治体の分布図を作成いたしました。

既に75歳以上の高齢化率が30%以上となっている会津の3自治体は、平成47年には50%を超えるところも出てきており、その他の自治体も高齢化がますます進展し、平成47年に20%以上にならないのは4自治体のみとなっております。

また、47年の推計値で高齢化率が30%以上となる自治体、これは14自治体ございますが、この14自治体とその他の45自治体における「生活する上で欠かせない飲食料品を扱う小

売業の状況」について、平成19年から28年の推移を、経済センサスや商業統計などの統計データを用いて4つのグラフで整理しております。

なお、ここでの飲食料品小売業には、八百屋、肉屋、魚屋、酒屋、パン屋などの生鮮食料品等を専門的に扱うお店の他、スーパー、コンビニなども含まれております。

その結果、飲食料品小売業の事業所数は、いずれの地域も減少傾向にある、売場効率、1事業所あたりの販売額は、いずれの地域も上昇している、1事業所あたりの販売額では、推計高齢化率30%以上の自治体における販売額がそれ以外の自治体の販売額の半分以下となっている状況となっております。

そこで、これらから言えることは、人口減少等を背景に商業機能の集約化がみられること。特に推定高齢化率30%以上となる自治体での飲食料品小売業は、販売エリアが拡大する上、販売額が増えていない状況となっており、厳しい経営を強いられている可能性があること。小売業が経営的に更に厳しくなれば、さらなる商店の減少につながり、それにより、一層、商業機能から遠くなる方が増え、買い物弱者となる方が更に増える恐れが予想されます。

次に、5ページになります。

こういった中で現在の参考となる取組事例として、岩手県北上市における「地域住民の買い物の場となる拠点施設の整備」と本県の矢祭町における「見守り支援と連携した買い物支援」を記載いたしました。

2つの事例を簡単に申し上げますと、北上市口内町の事例は、町内の有志がNPO法人を立ち上げ、集落内に商店を開業し、注文に応じて法人の職員が近隣商店や市内のスーパーから商品を購入し、販売する。高齢者のアクセシビリティの確保のために過疎地有償運送や福祉有償運送を活用し、当該商店への移動手段を確保するとともに、商店の前を路線バスと過疎地有償運送の結節点とし、バス待ちの方が商店内の休憩コーナーで休めるなど、商店自体が交流の場となっているものでございます。

一方、本県の矢祭町の事例は、町と社会福祉協議会、商工会が連携し、まちの拠点を整備し、その拠点を中心に地元商店が扱う商品カタログに基づき注文を受け、配達と同時に安否確認も行い、また安否確認で回った際にも商品の注文を受けるなど、商業と福祉が連携した事例となっております。

これらを踏まえまして、視点2における今後の方向性につきましては、今後、人口減少によって商圈人口が更に縮小し、従来の手法での店舗経営が困難となる地域が増える可能性があるため、持続可能な店舗（拠点施設）づくりや集落間をつなぐ新

たな交通ネットワークの形成を進め、これらの取組に地域住民等が運営面などで参画する仕組みをつくる必要がある。また、買い物支援としての宅配サービス、移動販売等については、採算性の確保が課題であるため、民間（事業者、住民等）と行政が協働で取り組み、買い物支援のみならず、公共交通や運送業、福祉サービス等と連携するなどの工夫が必要と整理いたしました。

次に、6ページをお開きください。

「視点3：避難地域における復興まちづくり」についてであります。

現状につきましては、避難指示区域等における卸売・小売業の事業再開率は徐々に増加しているものの、未だに多くの事業者が事業を再開できておりません。

避難市町村におきましては、住民帰還を促進するため、復興拠点、公設商業施設等の整備を進めております。

また、広域公共交通網形成計画を策定し、避難地域における通院、通学、買い物等の日常生活を支える広域的な市町村間の移動手段を確保し、避難地域12市町村及び周辺中核都市が連携した、地域拠点間を結ぶ広域公共交通ネットワークの構築などを目指していると整理いたしました。

次に、7ページになりますが、取組事例と今後の方向性についてまとめております。

取組事例につきましては、檜葉町における「徒歩圏内に必要施設がそろった復興拠点の整備」について記載しております。

住民の暮らしに不可欠な商業・交流施設、医療・福祉施設を核として、その隣接地に住居ゾーンを設け、まさにコンパクトなエリアの中で歩いて暮らせるまちづくりを推進する、避難地域の復興まちづくりの姿でございます。

これらの事例は、本県以外でも津波の被害の大きかった岩手県、宮城県の海岸部の自治体も同様の事例がございますが、これらを踏まえまして視点3における今後の方向性につきましては、今後も、避難地域における小売事業者の事業再開、公設商業施設を含めた復興拠点の整備、買い物などの日常生活の足となる広域公共交通ネットワーク形成等を通して、住民帰還を促進し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくりを進めると整理いたしました。

資料3の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4を御覧ください。

「まちづくり関係計画の状況」について御説明いたします。

前回の審議会では、市町村の商業まちづくり基本構想は、あまり策定が進んでおらず、今後の在り方を考える必要があるとの御意見をいただきました。

左上の基本構想の策定状況にありますように、策定済みの市町村は、4市2町であり、最後の策定が三春町の平成22年3月となっております。

このように市町村の基本構想の策定があまり進んでいなかったこと、また、平成26年に中心市街地活性化法や都市再生特別措置法の改正が行われ、中心市街地の機能強化を始め、市町村が商業機能を含む都市機能や居住機能の中心部への誘導方針等を定め、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進する立地適正化計画を策定することができるとされたことから、商業まちづくり基本構想の策定要件を緩和し、すなわち中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の中において、商業まちづくり基本構想に定めるべき事項を整理してあれば、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画を商業まちづくり基本構想の策定と見なすという取扱いを追加いたしました。

なお、中心市街地活性化基本計画（認定済）の策定状況や立地適正化計画の策定状況につきましては、項目3、4に記載のとおりでございます。

また、これらの趣旨を市町村に伝えるため、昨年度、県内全市町村を対象にして県内4方部で「まちづくりに関する市町村と意見交換会」を開催し、その場で改定の内容の説明に加え、基本構想の策定の依頼を行い、さらなる策定の推進に努めたところでございます。

以上を踏まえて、まちづくり全体の今後の方向性といたしましては、本県は広大な県土ゆえに、地域によって気候や風土、歴史、文化に加え、取り巻く商業環境も異なっており、商業まちづくりに関する課題等も市町村によって様々である。そのため、商業まちづくりの推進にあたっては、各市町村が地域の特性を踏まえた上で、事業者、住民等の意見を聴きながら方針（商業まちづくり基本構想）を策定し、商業まちづくりに関する施策を実施することが求められる。

次に、商業まちづくり基本構想の策定にあたっては、県が策定する商業まちづくり基本方針や各市町村の関係計画等との整合を図ることが必要であり、特に、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画を策定する市町村については、これらの計画が歩いて暮らせるまちづくりを目指す商業まちづくり基本構想と関連性が強いため、一体的に策定することも含め、連携や連動性を高めることが望ましい。

また、商業まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの主

	<p>体である市町村が、事業者や住民等と協働して、商業まちづくり基本構想等を基に、主体的に取り組むとともに、状況に応じて、周辺市町村との連携を図る、特に連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想を持つ市町村においては、協調や連携を深めることが必要と整理いたしました。</p> <p>以上が、前回の審議会で委員の皆様からいただいた意見を参考に、事務局側で整理した見直しの方向性についての説明でございます。</p> <p>委員の皆様からは、只今の説明を1つの参考にしていただきながら、基本方針の見直しの方向について、様々な御意見をいただければと思います。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の我々の議論を受けて、事務局の方で、福島の地域特性として大きく3つに区分して、それぞれの状況と今後の方向性について、グッドプラクティスもまじえながら御説明いただいたところです。</p> <p>只今、事務局から御説明いただいた件について、御質問、御意見等があれば、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、専門がコミュニティ・ソーシャルワークというか、地域福祉が専門ですが、大学とは別に地域包括支援センターの代表もさせていただいております。</p> <p>各自治体では、2025年を踏まえた地域包括ケアシステムについて、いろいろと話し合われていると思いますが、その辺りと非常にコミットしております。日常生活の課題ですので、県庁内での枠を超えた情報交換は既に行われていると思いますが、超高齢社会を見据え、県庁内での連携というのはどのようなものがあるのか、商業まちづくりと地域包括ケアシステムの連携や担当部署との情報共有などが行われているのか確認させていただきたいと思います。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>商業まちづくりは、商業だけでは語れない部分が多々あり、福祉との連携、交通との連携などございます。</p> <p>庁内には審議会の下に、商業まちづくり推進調整会議というものがございます。本日も推進調整会議の各課から代表して出席していただいております。その中で、高齢福祉課にも出席していただいておりますので、そうした部分で御意見をいただく機会もございます。</p> <p>ただ、地域包括ケアシステムの部分につきましては、確かに</p>

	<p>今後まちなかできちんと展開していく、効率的にやっていくという視点も重要かと思っております。訪問の移動時間がかかる、また、人も少ないということもありますので、一人の方が、見守りをしながら、買い物支援をすとか、複層的な意味を持ちながら、コンパクトな中で、人が有効に、かつ、効率的に動いていくというシステムづくり、仕組みづくりがたいへん重要かと思っております。今後も福祉サイドと協議しながら、地域包括ケアシステムという文言を付け加えることも検討してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>地域共生型ということで、子どもから障がい者を含め、生活に困り感を持つ全ての方々の総合的な支援システムやまちづくりという視点に拡大されておりますので、関係部署と連携を図りながら文言を入れていただければと思います。</p>
会長	<p>地域包括ケアについては、福島県の中でも推進されていると思います。本日の資料3の4ページ目を見ると、特に南会津の方では高齢化が進展していて、生活の足の確保が必要ではないか、あるいは都市部でも地域包括ケアが求められていると思います。特に福島県の場合は、原発避難に伴って、お年寄りが少しずつ帰ってきている状況の中で、地域包括ケア、医療、福祉、あるいは住宅などを含めて、そういったシステムをつくれないうこと、県としても施策に取り組んでいると思います。</p> <p>資料3では、生活の足を市民や市町村の協働の下に確保していくことがポイントではないかといった点などが指摘されていますが、商業まちづくりの観点から、特に課題であるとか、ポイントになる点はありますでしょうか。</p>
委員	<p>資料3の中でお示しいただいた矢祭町の事例や北上市の事例では、住民や社会福祉協議会、NPOなどが福祉の有償運送などを行っていますが、住民の見守り組織が機能しているような地域では、拠点や居場所づくりと買い物を一緒にした仕組みをつくっているところもあります。いわき市四倉の新町という地区では、ボランティアセンター的な機能を住民がつくり、そこに地域のニーズを集約させながら、福祉の深刻な課題に入る前の軽めのニーズに対応できるような住民のサポートシステムができています。例えば、買い物や灯油の購入、掃除、庭木の剪定など、福祉サービスには入らない日常の困りごとを地域でサポートしています。行政からは補助金が入っていますが、住民主体の組織として、見守り活動から進化して、ボランティアセンター的な機能を運営しています。市内でも先駆的なモデルであり、市でモデル事業を行いながら出てきたケースです。</p>

会長	<p>福祉サイドからのお話でしたが、いずれにせよ行政の力が低下していくことは否めないで、行政としてはいかに住民なり、NPOなりの活力を発揮させるような仕組みをつくっていくのが大事だと思います。</p>
委員	<p>資料2の下の部分、基本方針の1にある「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」が福島県が目指している、まちなかや山間部のコンパクトなまちづくりなのだろうと思って全体を見させていただけにありがとうございました。それをベースにさせていただくと、今の四倉の話はすごく良いなと思いました。資料3の「中山間地域における買い物環境の維持」というところでは、矢祭町の事例があがっていますが、これは配達してしまうんですね。ということは、お年寄りには歩いていないわけです。おそらくお年寄りから出てきた課題だと思いますが、県が目指すところは、お年寄りがまちを元気に歩いていて、若者も歩いていて、そこでコミュニティが生まれ、商業やモノが動いていくということだと思いますので、このシステム自体は素晴らしいと思うのですが、四倉の新町の事例のように「歩く」を大事にした事例が良いのではないかと思います。そうすれば、なるほどこういうことを目指していくんだ、こういうことを他の地域もやっていけば良いんだというのが見えてくると思います。</p>
会長	<p>いざというときに歩かなくても暮らせるまちづくりということかもしれませんが。</p>
委員	<p>この言葉をどこまで大事にするか、基本方針をどこまで大事にするかということになるかと思いますが、福島県は100歳になってもみんな元気に歩いているんだということが目指せるまちになれば良いなと思いますので、コンパクトでみんな元気に歩ける事例が良いと思います。</p>
会長	<p>十分に県づくりの基本的な考え方を御理解の上での御発言かと思えます。</p> <p>ここで言いたいのは、過度に自動車に依存することなく生活できるということですが、今の御意見も踏まえて、もし修正が必要であれば御検討いただければと思います。</p>
商業まちづくり課 佐藤課長	<p>まさに基本的な考え方の一丁目一番地「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」に対するお話で、ありがとうございます。</p> <p>我々も条例施行後10年の中で、社会実験なども行ってまいりましたし、今回改めて「歩いて暮らせるまちづくりプロジェ</p>

クト」という事業を立ち上げまして、まちなかの拠点から情報発信して、商店街等を若者に限らず、高齢者にも一緒に歩いていただこうと思っております。

福島県は、健康についてはあまり良くない数字が出ており、やはり「歩く」というのは非常に大切になっておりますので、保健福祉部と連携して、ふくしま健民アプリをうまく活用した形で、商店街を歩いていただくなどして、行ってきたいと思っております。

只今、御指摘がありました、四倉町の事例については、我々も把握していないものでしたので、現地の話も伺いながら、まとめてまいりたいと思っております。「歩く」というのは非常に重要なキーワードだと思いますので、そちらの事例についても再度皆様に御紹介させていただくことも検討してまいりたいと思っております。

委員

只今、佐藤課長のお話を伺いながら、思い出したのですが、四倉というのは、強い商業地区のバックアップがあって、住民による地域の買い物支援が成り立っている気がします。個店がきちんと機能していて、そして、商業関係者が非常に力があって、道の駅の再生も早かった地区です。あの地区は、奥に旅館があるのですが、バス運行ができなくなった際に、日中空いている旅館のバスを子どもたちのスクールバスとして使用することを提案をしてくださったりと、住民が地域の方々のためになる意識を持っておられる風土があったという事例だと思います。

中山間地域の1つのアイデアで実際に機能してきている事例として、いわき市の鬼ヶ城というバンガローなどの宿泊施設があるところでは、冬場に高齢者が集住して、住まう場として機能しています。また、高齢者の老人給食もつくって、配食もしていただいております、これまでの機能を地域のニーズに見合った形で進化させています。それは、住民懇談会などで地域ニーズを知った鬼ヶ城の経営者の方が協力してくださっています。これまで考えていた業種でできる範囲を超えて、地域のニーズに応える形で機能し、変容を遂げている事例です。

委員

大きく3つほどお話ししたいと思います。

今回資料3で、都市部、中山間地域等、避難地域ということで、地区別に課題が違うということを反映していただいたのは、良かったと思います。

プラス、最近、交通について関わっている中で、原稿を書く際のテーマとして、地域包括ケアの中の交通やまちづくりをどう考えるかというテーマを与えられるケースが、ここ3ヶ月、

4ヶ月でにわかに増えています。それだけやはり奏効性を持っている分野だと思っています。

そう考えると、確かに商業まちづくりの枠組みで考えているので、買い物へのアクセシビリティをどう確保するのかを1つのベンチマークとしておいて、そこに至るまでの姿として、それぞれ都市部、中山間地域等、避難地域と地域別で見えていく。施策も1、2、3という視点で入れていただいたのですが、たぶん「コミュニティ」ですとか、「ひと」ですとか、「なりわい」ですとか、そういうキーワードの中でそれぞれの視点をどういうふう位置付けていくのか。キーワードベースで商業まちづくり課以外の政策分野との連携を図っていくことになってくると思います。そういう意味で、資料3は横に上から下につながっていますが、政策分野を縦軸にした整理の仕方もあるのではないかと思います。これが大きな1点目。

もう1つは、「歩いて暮らせる」がどこまで現実的なのかを我々も考える必要があるのかなと思いはじめています。例えば、いわゆる昔のコンパクトシティ論にプラスネットワークが入りましたが、たぶんその変遷というのは、みんなが同じような地域にまとまって住むというのは、あまり現実的ではないでしょうという話が1つあると思います。いくら小規模な、数千人という人口規模の自治体であっても、みんながみんな歩ける範囲にいろいろな目的地が揃うというのは考えにくいです。しかも、先日の人口問題研究所の推計を見れば、福島県は、2030年までに人口が減る幅が、数でも率でも全国でワースト5位ですので、ここ15年間で、担い手という意味でも相当に深刻になるはずで、そう考えると全て「歩いて暮らせる」という中で充足するのは、結構難しいのではないかと思います。現に、いろいろな目的地が外に分散してしまっている状況で、しばらくは闘っていかなければならない。そうすると、おそらく「歩いて暮らせる」よりは、「歩いていて楽しい」など、交流というところの話で中心市街地を攻めていく、あるいは商業まちづくりの軸にしていくというのが、1つの方法論としてあり得るのではないかと。むしろ当座はその方が現実的ではないかと思いはじめています。

そう考えていくと、「歩いて暮らせるコンパクト」というキーワードも、こういう形でいくのか、それとも少し解釈を変えていくのかというところによっても、このあたりの書きぶりも違ってくる側面はあるのではないかと思います。これが大きな2点目。

最後ですが、資料3の6ページ、視点3の「避難地域の復興まちづくり」というところで、右側は避難地域の広域公共交通網形成計画ですが、策定期間はたぶん2月ではないので、もう

一度御確認いただきたいと思います。

この図には、避難12市町村が入っていて、それぞれに緑色の丸で囲ってあるところを拠点ということで設定しています。つまり、拠点間をつなぐネットワークをここでは、広域公共交通ネットワークと言っていて、それぞれの拠点、多くは復興拠点ですが、そこまでどういうふうにアクセスするかとか、具体的にどういう場所に設定するかということは、実はこの計画のなかでは描いていないわけです。次の7ページには、檜葉町のケースが書いてありますが、多くのところでは復興拠点の施設配置図が描かれているケースがあるのですが、ネットワークをどこにつなぐのかということが全く欠如しているというのは、福島だけでなく、宮城や岩手も一緒です。おそらく、ネットワークを施設配置図の中にどうやって位置付けていくのかというところがないと公共交通ネットワークという話と様々な拠点というところ、先ほどの岩手の北上のような複合拠点も含めてですが、そこが結びついてこないということがあります。この現場合わせと言うべきかは分かりませんが、そういった視点を、商業まちづくり課だけでなく、土木部や避難地域復興課など、いろいろなところが関わってくることだと思えますが、こういうことこそ県に横断的にやっていただけると更に一步前進していけると考えています。

最後の3点目は商業まちづくりの範疇から結構出ているところですが、冒頭の2点は商業まちづくり基本方針にも関わってくることかと思えますので、御検討いただければと思います。

会長	1点目はよく分かったのですが、2点目は「歩いて暮らせる」というのがまちの実態から乖離する面があるのではないかと、思いますが、その上でどうすべきということでしょうか。
委員	「歩いて楽しい」とか、「居て楽しい」とか、そういうところ、つまり、「歩いて暮らせる」というのは、そこに住んで、そこで用足しができるということが大前提となっていますが、現実論として考えれば、今の場合、用足しできるところも郊外含め分散してしまっていますし、住むところも分散してしまっているという状況ですので、どういう形でまちの、りんごで言うところの「蜜」の部分をつくっていけるかということがポイントだと思います。 そう考えると「歩いて暮らせる」まで踏み込むのは、相当長いスパンで考えなければいけない部分があるかもしれないので、まず最初にやるべきこととしては、「歩いて楽しい」、「居て楽しい」場というものを、いかに福島のいろいろな場所につ

	<p>くっていけるかというところに当座は力点が置かれるべきではないかということです。そういう見方で今回の資料の視点を見ていくと結構そういうところに符合していくところが多いのではないかと、その切り口の方が私個人としてはストーンと落ちる気がします。</p>
会長	<p>十分に御理解の上とは思いますが、ここで言う「歩いて暮らせるまちづくり」というのは、都市機能の立地というものを問題にしているので、単に楽しい場所が作れば良いというものではないと思いますが、たいへん大切な視点だと思います。</p> <p>それから、やや商業まちづくり審議会の範疇を超えるかもしれないという最後の公共交通については、拠点の内部でのつなぎ方が意識されたものになっていないということでしょうか。</p>
委員	<p>そうです。交通計画でやれるところは、6ページで見ると、本当にこの丸の位置がすごく大きいですね。丸だけで半径2kmくらいあるので、そのまちのどこがネットワークと様々な施設が結びつく場所なのかが、実は檜葉の7ページを見ると特定されていないわけです。そのあたりをちゃんとデザインしていかないとこのネットワークの話と商業まちづくりの話がうまくリンクしてこないのではないかという問題意識です。</p>
会長	<p>この計画については、よく存じ上げていないのですが、これは、復興拠点間をつなぐ路線を単に描いただけで、具体的に発着の場所までは検討していないということですか。</p>
委員	<p>この計画の中では、それぞれの自治体で概ねこの辺のエリアを拠点にしましょうということまでは決めていただいたのですが、その中の一体どこなのかということはまだ不確実性も多く、決めていない状況です。</p>
商業まちづくり課 佐藤課長	<p>「コミュニティ」、「なりわい」、「歩いて楽しい」などキーワード的な部分については、もう一度どのように整理できるか考えてまいりたいと思います。</p> <p>広域公共交通網形成計画につきましては、策定時期は3月ということでたいへん申し訳ございません。今後、当該計画に基づいて、実際の交通の利用状況やそれぞれの拠点の整備状況、災害公営住宅等の住居ゾーンにどれくらい入居しているのかといった状況などを踏まえながら、路線の明確な発着場所などもおそらく検討されると思います。その辺りにつきましても、公共交通部門と連携を図りながら、今後検討してまいりたいと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>避難地域の計画についてですが、おそらく全住民が帰還するという前提で策定されていると思いますが、現実はどうなっているでしょうか。最終的な帰還率も見極めて計画を立てないと過剰設備を抱えるリスクも生じてくると思います。そもそものこの地域の産業構造がどうであったか、そして今後はどのような方向を目指すのかをよく議論すべきではないのかと思います。今後の期待としてイノベーションコースト構想がありますが、正直まだ実感として見えてきていない感があります。</p> <p>先日、NHKの特番で陸前高田市の例で、莫大なコストをかけて宅地のかさ上げをしたが、住民があまり戻っていないという話が報道されましたが、二の舞は避けなくてはいけないと思います。この地域の社会インフラは、震災前からやや過剰気味とも思える程整備されていたので、今後は効率も考える必要があるのではないかと。人口減少が危惧される将来、30年、50年スパンで考えるとどうなのかということです。</p> <p>また、道路の話がでましたが、この地域は南北の道路は良いのですが、東西が非常に弱いです。今回、相馬福島道路が出来て非常に便利になったのを実感しましたが、道路が整備されれば、同じような施設は地域ごとには不要になるケースも考えられ、中通りと直結する高規格道路の整備を急ぐべきではないでしょうか。多面的に地域の在り方・将来性を考えることなく、目先の復旧・復興だけにとらわれてしまうと、出来上がってから人がいない、維持費だけがかかってしまう事態も懸念されます。</p> <p>もう一点、身近な例になりますが、これから鍵を握るひとつに総合病院の存在があると思います。今回、大原総合病院がまちなかにオープンして、もっと賑やかになるのかと思いましたが、あまり商業施設もなく、まだまだ活性化の余地が残されていると思います。これからますます高齢化社会が進展し、病院の移設などは今後もあると思いますので、総合病院を中心に、近隣に商業施設を持ってくるという発想は有効であると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>大事なことをいくつかおっしゃいましたが、特に大切な点は、時間軸を大切にするというところで、避難地域では、高齢者を中心として戻られている方がいる中で、我々の分野で言うとそういった方々の買い物のアクセスをどうするかという当面の問題と、10、20、30年後を考えたときの在り方として、どういった手を考えておくべきかを区分して考えておく必要があるのではないかとのお話だったと思います。</p>

只今、相馬福島道路の話がでましたが、今日ここに来るのと前回12月の審議会に来るのとでは、非常に大きな違いがありました。前回12月までは、ここに来るのに2時間は見なければならぬという気持ちでしたが、今回は、1時間半あれば十分という感覚で来ました。相馬福島道路の部分開通が変えたわけですが、ちょっとしたポイント間のアクセシビリティが違っただけでこれだけ劇的な違いがあるのかなという体験をしている日々です。

視点をいくつか絞って、資料3を事務局につくっていただいて、各視点ごとに、各論として攻めていけるようなヒントがあったと思います。その中で、現実的に「歩いて暮らせるまち」はどうなのかという本音と建て前のような話も出てきましたが、この視点のそれぞれで、手っ取り早く攻められる、解決できるのではないかという点と、絶対これはどんな働きかけをしてもなかなか難しいのではないかという点が、かなり明確に見えてきている資料だと思います。例えば、資料3の2ページ目、県内商店街が抱える問題として、一番大きいファクターとして、「後継者不足」が枠で囲ってありますが、「後継者不足」の問題に対して何ができるかという点と、はっきり言って何もできないに等しいわけです。時間が解決してくれるしかないですし、過去に起きてしまった結果です。だとすると動かさない問題がある一方で、「店舗の老朽化」であったり、「駐車場の不足」であったり、「集客力の高く話題性のある店舗・業種が少ない」など、何らかの形で解決可能な、手が打てるような項目があるわけです。いろいろと問題点を明らかにしていただいたのですが、今後進めていくにあたって、攻めやすいところ、ポイント的にこれをすれば一定の効果が見込めるかもしれないというような、選択と集中のようなことを施策の優先順位として明確にしていくことも必要だと思っています。

中心市街地の再開発と避難区域のことは身をもって日々体験しているので、よく分かる部分があるのですが、中心市街地に関わっていくことは、中心市街地に所在している事業者として、関わりたい気持ちは山々ですが、いろいろな規制があってもやってもできない。規制があるのはリスクマネジメント上必要だから規制があるのだと思いますが、リスクマネジメントのコントロールができる範囲内で規制緩和をするということもこの施策の1つとして盛り込んでもらいたいと思います。

また、避難区域で復興拠点のようなもののゾーニングのイメージが示されていますが、拠点間のアクセシビリティが示されていないという御指摘がありました。私、避難区域の3町から業務を受託し、復興関連業務を行っておりますが、皆さん本音は明確にしたいのです。しかし、隣の町と行き来するというこ

	<p>とは、隣の町に人が流れていくということですので、あくまで町に人を住ませる、町でお金を使わせることが目的なので、そういうことは市町村ではなくて、国と県が考えることになってしまっているのが現状です。</p> <p>商業まちづくり条例、この審議会、商業まちづくり課もそうですが、組織横断的なファンクションを持っているわけですから、その辺を解決する意味でも、各論として突っ込むところは突っ込む、組織横断的にカバーするところはカバーするというところを方針なり施策なりにもう少し強く盛り込んでも良いのかなと思います。</p>
会長	<p>いくつもポイントをいただいたところですが、強いて補足するならば、最後の点は、避難地域がそれぞれやっているだけで市町村としてまとまりにくいというのは、先ほどの時間軸を分けて、長期的な課題と短期的な課題に分けて考えた方が良いのではないかという部分につながるのかと思いました。</p>
委員	<p>前回の審議会の後、福島市から県弁護士会に空き家対策の協定を結んでくれませんかという話があり、協定の参加者は弁護士会だけでなく、司法書士会、行政書士会、建築士会ですとか、いろいろな団体が参加するということでした。空き家を具体的にどうするのかということについては、県というよりは市町村になるのだと思いますが、おそらく空き家対策の特別法ができて、これから市町村で具体的にどういうことをやっていくのかを考えていく最中ですので、県としてそういった動向を踏まえて考えていくのかなと思います。</p> <p>法律家として、条例に関係する法律があるのか調べて見ましたが、条例に一番関係する法律としては、大店立地法になるのでしょうか。大店立地法は、生活環境の保持のために、駐車場などを確保しなさいという法律であって、条例とは目的が全く違うので、条例を定めたからといって直ちに法律に抵触するという事はないと思います。ただ、最高裁の判例では、法律の範囲かどうかは実質的に判断しなさいというのが確立した判例になっています。そう考えると、例えば、まちづくりで歩いてきてくださいということを県としては進めていながら、結果として誰も歩いて来なくて、みんなが車で殺到し、渋滞や騒音という問題が生じて来ることになれば、法が意図するところと異なる状態を引き起こしてしまう可能性もあり得ます。そう考えると、条例に基づく基本方針をつくるに当たっても、実際具体的に住民がどうやってアクセスするのかを考えていかないと、こちらはこういうつもりだったが、開けてみたらダメでしたとなれば、問題なのだと思います。そういうことも踏まえて、基</p>

	<p>本方針を策定していかなければならないと思いました。</p>
会長	<p>今後とも、法律の立場でいろいろな御意見いただければと思います。特に次回以降はもっと具体的な話が出てくると思いますが、何かございましたらコメントいただければと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>今日は、冒頭、地域包括ケアのお話ですとか、いろいろな御意見をいただきましたが、次回以降は今日の議論を踏まえながら、更に踏み込んで基本方針の見直しに関する議論を深めていきたいと思えます。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>「(3)「商業まちづくり基本方針」見直しの今後の進め方について」事務局から説明をお願いします。</p>
商業まちづくり課 笹川主任主査	<p>資料5を御覧ください。</p> <p>それでは、「「商業まちづくり基本方針」見直しの進め方(予定)」について説明させていただきます。</p> <p>見直しの進め方につきましては、前回の審議会で御説明いたしましたが、考え方に変更ございません。本日の審議会においては、②にございます見直しの論点整理と論点ごとの方向性について議論をしていただきました。なお、次回以降におきましては、見直しの論点整理と論点ごとの方向性を更に詰め、その後、中間整理(素案)を御検討いただく流れで進めてまいりたいと考えております。次回の審議会の開催日程につきましては、後ほど調整させていただきます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料5に関して、御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>進め方ということで、具体的にいつ頃というのは書いてありませんが、このような流れで進めていきたいということです。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、本日の議事は以上となりますので、事務局にお返しします。</p>

司会	<p>川崎会長、ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たり、商工労働部次長の新聞よりごあいさつ申し上げます。</p>
新関次長	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会に御出席いただき、また、貴重な御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今日は、いわき市の具体的な事例、「歩く」という意味ではどうなのか、「楽しい」、「病院」、「交通ネットワーク」など、示唆に富んだキーワードと言いますか、検討すべき点をお示しいただき、ありがとうございます。本日いただいた御意見を踏まえ、事務局の方で整理させていただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、今後とも商業まちづくり基本方針の見直しにつきましては、予定ですと、来年2月頃に答申ということで考えておりますので、長丁場になりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>また、復興は道半ばでございますので、今後とも本県の商業まちづくりの推進はもとより、産業、なりわいの部分でも復興に取り組んでまいりたいと思ひますので、委員の皆様には、引き続き御支援、御指導いただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
司会	<p>以上をもちまして、平成30年度第1回福島県商業まちづくり審議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

以 上